

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1379号)

平成29年2月9日

横情審答申第1379号

平成29年 2 月 9 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年 5 月 20 日 中土第671号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「その他の看板及び広告類に係る道路占用許可について（28-3059）」の
一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「その他の看板及び広告類に係る道路占用許可について（28-3059）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「その他の看板及び広告類に係る道路占用許可について（28-3059）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月19日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書に記載されている個人の氏名及び電話番号は、個人に関する情報であり、これを開示すると、特定の個人が識別されるため、本号に該当し、非開示とした。また、当該非開示部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、適切な部署からの決定を求める。
- (2) 審査請求人は、本件処分を行うべき部署について、看板が設置された施設を管理している道路局道路部管理課（以下「管理課」という。）が決定をすべきであると考えている。

5 審査会の判断

- (1) その他の看板及び広告に係る道路占用許可事務について

横浜市では、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号。以下「占用規則」という。）に基づき、道路占用許可に係る事務を行っている。

占用規則では、占用の許可、占用許可の基準、占用許可の更新、占用物件の適正

管理等について規定されており、道路占用許可を受けるためには、道路占用許可申請書（以下「申請書」という。）を横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）及び横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）に定められた管理課又は各区土木事務所に提出することとしている。申請書の提出先は、占用物件の種類によって異なり、鉄道や地下街等は管理課、一時的な工事用設備や掲示板等は各区土木事務所に提出することとしている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、中区A町の新横浜通り歩道上にある、地下商業施設へつながる階段上屋に設置されていた広告看板（以下「本件看板」という。）の道路占用許可書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち申請書を提出した法人の担当者の氏名及び電話番号を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としたと説明している。一方、審査請求人は、非開示部分について開示すべき等の主張はしておらず、本件処分を行うべき部署について、中区中土木事務所（以下「中土木事務所」という。）ではなく、管理課であると主張している。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、本件処分を行うべき部署については、管理課が決定することが適切である旨についてのみ述べており、本件審査請求文書の非開示部分についての争いはない。そこで、中土木事務所が所管課として本件処分を行ったことの是非について以下検討する。

イ 本件処分を行うべき部署について

(ア) 条例に基づく開示請求に対しては、対象行政文書に係る文書事務を行い、当該文書を保有する部署が、開示、非開示等の決定を行うのが原則である。

(イ) 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、本件審査請求文書は、平成28年4月1日付で中土木事務所あて提出され、同日に受け付けられている。その後、中土木事務所が道路占用許可書を発行し、本件審査請求文書を保有している。

そうすると、文書保有課である中土木事務所が所管課として本件処分を行ったことに問題は認められない。

(ウ) なお、念のため横浜市ホームページ上の行政文書目録検索システムにより管理課の保有する文書について検索したが、本件看板の道路占用に係ると推測される起案文書は、管理課の保有文書には存在していなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月20日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年6月20日 (第197回第三部会) 平成28年6月23日 (第292回第一部会) 平成28年6月24日 (第295回第二部会)	・諮問の報告
平成28年11月9日 (第303回第二部会)	・審議
平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・審議
平成28年12月7日 (第305回第二部会)	・審議
平成29年1月17日 (第306回第二部会)	・審議